

会派視察報告書

令和 5 年 6 月 14 日

長浜市議会議員 松 本 長 治 様

長浜市議会議員 押谷 正春

印

私が出席した次の行政視察の結果について報告します。

記

1. 視察等名 令和5年度会派（新しい風）による行政視察研修
2. 視察期間 令和5年5月15日（月）～5月16日（火）
3. 視察場所及び目的
東京都千代田区永田町衆議院第一議員会館
病院再編の考え方について（労働省医政局地域医療計画課）
過疎対策について（総務省自治行政局地域自立応援課）

4. 調査内容感想等

・視察の目的

病院再編の考え方について

・視察の内容

1 医療提供体制を取り巻く状況

人口動態① 2040年頃に65歳以上のピークが到来する。

人口動態② 2025年以降、「高齢者急増」から「現役世代の急減」に局面が
変化する。

人口動態③ 65歳人口は急増してきたが、今後は減少する都道府県が発生す
る。

人口動態④ 高齢者の減少と現役世代の急減が同時に起こる2次医療圏が数
多く発生する。

マンパワー① 2025 年以降、人材確保がますます課題となる。

マンパワー② 働き方改革への対応が求められる。

マンパワー③ 働き方改革への対応と地域医療の確保の両立が必要となる。

マンパワー④ 提供者側（医師）の高齢化も進展している。

医療需要の変化① 入院患者数は、全体としては増加傾向にある。

医療需要の変化② 外来患者は、既に減少局面にある医療圏が多い。

医療需要の変化③ 在宅患者数は、多くの地域で今後増加する。

医療需要の変化④ 超高齢化・人口急減で、急性期の医療ニーズが大きく変化する。

医療需要の変化⑤ 医療と介護の複合ニーズが一層高まる。

医療需要の変化⑥ 介護施設等・他の医療施設へ退院する患者数が増加する。

医療需要の変化⑦ 死亡数が一層増加する。

2 地域医療構想の取組 「持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドライン」の概要 公立病院経営強化の必要性 地方公共団体における公立病院強化プランの策定 都道府県の役割・責任の強化 経営強化プランの策定・点検・評価・公表 財政措置

3 公立・公的病院における再編の現状

近年の公的医療機関を含む公立病院の再編状況

概要：津軽地域において、弘前市立病院と国立病院機構弘前病院の機能統合

を行い黒石病院、大鰐病院、板柳中央病院について病床規模の見直しや回復期・慢性期機能への転換により、機能分化を進める予定

概要：燕労災病院を県立化した上で、厚生連三条総合病院と統合すると共に、公立・公的 5 病院の急性期機能を集約し、県央基幹病院を設立。

概要：平成 30 年 4 月より守山市民病院は滋賀県済生会を指定管理者とし、近隣の 3 次救急指定病院である済生会滋賀県病院等の高度急性期病院との機能分化を図り、地域医療構想において、圏域内に不足する回復期機能を担うため、守山市民病院にリハビリテーションセンター等を備えた回復期機能を強化した。

公立病院および公的病院を含んだ再編における選択肢

公的医療機関を私立病院へ譲渡するパターン

私立病院を公的医療機関へ譲渡するパターン

公的医療機関を私立病院へ譲渡しつつ、運営は公的医療機関が引き続き行うパターン（指定管理者制度）

4 地域医療構想の実現に向けた支援策

病床機能再編支援事業 中長期的な人口減少・高齢化の進行を見据えつつ、地域の実情に応じた質の高い効率的な医療提供体制を構築する必要がある。地域医療構想の実現を図る観点から、自主的に行われる病床減少を伴う病床機能再編や、病床減少を伴う医療機関の統合等に取り組む際の財政支援を実施する。

- ・行政視察の結果を本市にどのように反映させるか

当市においては3病院経営統合に向けて、将来に現在の医療が持続できるよう考えていくことが必要である。再編においては、現在の私立長浜病院が敷地面積が広く高度急性期医療を担う病院に、長浜赤十字病院は一部の急性期医療とリハビリテーション等を備えた回復期医療を担う病院に、また私立湖北病院は往診機能を備えた医療の提供と慢性期医療を担う病院にとの再編がよいのではないかと思います。

- ・視察の目的

過疎対策について

- ・視察の内容

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法

1 目的

- ・過疎地域の持続的発展の見直し

2 過疎地域の要件

- ・市町村毎に、「人口要件」及び「財政力要件」で判定

3 卒業団体への経過措置

- ・期間を6年間(財政力が低い団体は7年間)に延長(旧法：5年間)

- ・対象に国税の特例及び地方税の減収補填処置を追加

(旧法：国庫補助、過疎対策事業債、都道府県代行)

1 過疎対策の目標

- ・ 目標の項目追加(人材の確保・育成、情報通信技術の活用、再生可能エネルギーの利用推進等)

2 支援措置

- ・ 国税の特例・地方税の減収補填措置
- ・ 都道府県代行(基幹道路、公共下水道)
- ・ 配慮措置 市町村からの提案があった時の規制の見直しの配慮など
- ・ 過疎対策事業債 ハード事業、ソフト事業を対象とした地方債処置を継続
- ・ 国庫補助率のかさ上げ 公立小中学校、保育所等に関する国庫補助率のかさ上げを継続

過疎法に基づく施策

1 国の補助のかさ上げ

2 過疎対策事業債

3 都道府県代行制度：基幹道路、公共下水道

4 金融措置：政府系金融機関等の資金確保

5 税制措置：所得税・法人税に係る原価償却の特例

6 地方税の課税免除・不均一課税に伴う地方交付税による減収補てん措置

過疎地域等における今後の集落対策のあり方に関する提言

過疎集落等の現状と課題

- ・ 過疎地域等については、小規模化、高齢化により、維持困難な集落が増加

- ・ 集落機能を引き続き維持するのみならず、中長期的に持続可能な集落とするための活性化策が課題

集落ネットワーク圏の必要性

より広い範囲で、基幹集落を中心に複数集落をひとつのまとまりにして、集落を活性化する取り組みが必要

集落ネットワーク圏の形成にむけて

市町村の積極的な取り組みと、住民主体の地域コミュニティ組織の活動が重要なポイント

過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業

- ・ 「集落ネットワーク圏」(小さな拠点)において、生活支援や「なりわい」の創出等の地域課題の解決に資する取組を幅広く支援(特に専門人材や ICT 等技術を活用する場合には上乘せ支援)

過疎地域持続的発展支援事業

- ・ 過疎地域の持続的発展に必要な人材育成事業、ICT 等技術活用事業を支援

過疎地域集落再編整備事業

・ポストコロナ社会を見据え、都市部から過疎地域への移住を推進するとともに、過疎地域における定住を促進するため、定住促進団地の整備や空き家を活用した住宅整備等を支援

過疎地域遊休施設再整備事業

・過疎地域内の遊休施設を有効活用し、地域間交流促進や地域振興に資する施設へ再整備する取組を支援

集落支援員について

地域の実情に詳しく、集落対策の推進に関してノウハウ・知見を有した人材が、地方自治体からの委嘱を受け、市町村職員と連携し、集落への「目配り」として集落の巡回、状況把握等を実施

・行政視察の結果を本市にどのように反映させるか。

公共施設の整備をして、地域コミュニティの推進を図ると同時に都市部からの定住を推進するため空き家を活用した住宅の整備等を行う。過疎地域の持続的発展に必要な人材の育成に取り組むことも重要である。